

東京未来大学ハラスメント防止規程

平成19年4月1日 制定

規程第 42号

(目的)

第1条 この規程は、憲法、教育基本法及び男女雇用機会均等法等の精神に則り、東京未来大学（以下「本学」という。）のすべての学生、教員及び職員の一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育・研究及び職務を保障するため、ハラスメントの防止及び対応等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性、あるいは広く人格等に対する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいう。

(対象)

第3条 この規程で扱うハラスメントは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害することをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動上指導的立場にある者が、その指導を受ける者に対し、その意に反する差別的な発言や行動を行い、その指導を受ける者の自由で主体的な学修活動や研究活動、円滑な職務遂行活動を妨げ、個人の尊厳又は人格を侵害することをいう。

(3) パワー・ハラスメント

管理的業務上優越的立場にある者が、その監督し、指導し、育成する権限を不当に行使し、又は職務遂行上従属的立場にある者に対し、就業の環境を悪化させることを示唆することにより、職務遂行上従属的立場にある者に対し、その意に反する不当な取扱いを行い、不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害することをいう。

(委員会)

第4条 本学におけるハラスメントに関する重要事項は、東京未来大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(相談窓口)

第5条 委員会は、ハラスメントの被害を受けた者が、その保護や救済について相談し易い環境を保持するため、相談窓口を設置する。

2 相談窓口はエンrollment・マネジメント局（以下「EM局」という。）に置き、EM局にハラスメントの被害を受けた者から相談の申出があったときは、次条に定める相談員を紹介し、相談員に連絡するものとする。

(相談員)

第6条 委員会の下に、ハラスメントについて相談、助言及び救済等を常時受け付けられるよう相談員をおく。

2 相談員は、委員会より推薦された者若干名をもって構成し、その構成は男女の比率を配慮するものとする。

3 相談員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの被害を受けた旨の申し立てがあった場合（以下申し立てた者を「申立人」という。）、直ちに相談に応じること
- (2) 調停又は裁定の申し立てを受けたときは相談に応じ、その手続きの説明を行うこと
- (3) ハラスメントの相談内容を委員会に報告すること
- (4) 申立人に対し専門的カウンセラーを紹介し、若しくは医療的対応が必要な場合に適切な措置を講ずること
- (5) ハラスメントを防止し、かつ啓発するために必要な活動を行うこと

(公示)

第7条 相談員の氏名、所属及び連絡先等は、ホームページ等に公示するものとする。

(相談方法)

第8条 申立人は、相談員と直接面談するほか、手紙、電話又は電子メール等でも相談を行うことができる。

(協議等)

第9条 相談員は、当該事案について必要な場合は、他の相談員とその対応について協議するほか、カウンセラー等の専門家に意見を求めることができる。

(報告)

第10条 相談員は、ハラスメントについて相談に応じた内容及び対応の経緯について委員会に報告しなければならない。

2 相談員は、事態が重大で速やかな措置が必要であると認めたときは、直ちに委員会にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第11条 相談窓口の担当者及び相談員は、任務を遂行するに当たり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申立人の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること
- (2) 申立人の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意すること
- (3) 申立人に対する救済や対応策を講じるにあたり、ハラスメントにあたるような言動を行わないこと

(事務)

第12条 委員会の事務は、EM局が行う。

(資料の保管等)

第13条 ハラスメントに関する調査等の資料は、EM局において保管する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。